渋川市広報紙広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、渋川市広報紙「広報しぶかわ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（申込者の範囲）

第２条　広告掲載の申込みをすることができるものは、次のとおりとする。

（１）企業及び個人の事業者又は商店街等の連合体

（２）公共的団体その他これに類するもの

（３）その他市長が適当であると認めたもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申込みをすることができない。

（１）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第４１条第１項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第３３条第１項の規定による再生手続開始の決定がなされた者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団又は法第２条第６号に規定する暴力団員

（３）本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者

（４）市税について滞納がある者

（５）法令又は例規に違反している者

（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

（１）法令若しくは例規に違反し、又は抵触するおそれがあるもの

（２）公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

（３）政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的な宣伝に係るもの

（４）本市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

（５）美観風致を害するおそれがあるもの
（６）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
（７）青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
（８）表示その他表現方法等が適切でないと認められるもの
（９）前各号に掲げるもののほか広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

（広告の位置及び掲載ページ数等）

第４条　広報紙に掲載する広告の位置及び掲載ページ数は、次のとおりとする。

（１）広告は、広報紙の任意の位置に市が配置するものとする。
（２）掲載ページ数は、掲載するページが４ページを超えない数とする。

２　広告の掲載は、１者につき広報紙１号当たり２枠までとする。

（広告の規格等）

第５条　広告の規格は、縦４．９センチメートル、横８．７センチメートルを幅０．２ミリメートルの線で囲った範囲内を１枠とする。

２　広告の印刷の色味は、４色（カラー）刷りとする。

（広告掲載期間）

第６条　広告を掲載する期間は、広報紙の各号単位とする。ただし、再掲載は妨げない。

（広告掲載の申込み及び決定）

第７条　広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する広報紙発行日の３０日前までに渋川市広報紙広告掲載申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。申込み受け付けの開始日は、その前年度の２月１日とし、年度内分（最大で４月～３月号の連続１２カ月分。）の申込みを可能とする。

２　市長は、前項の申込書を受理したときは、別途定める渋川市広報紙広告掲載運用基準により速やかに審査し、渋川市広報紙広告掲載・不掲載決定通知書（様式第２号）により、その結果を申込者に通知するものとする。

３　同一広報紙に複数の申込みがあった場合は、第４条第２号に規定する掲載数の範囲内において申込順に掲載を決定する。

（広告掲載料金及び納付方法）

第８条　広告掲載料金は、別表第１のとおりとする。

２　広告掲載料金の納付は、掲載決定後、市の発行する納付書により一括納入するものとする。

（広告の作成及び経費負担）

第９条　広告の原稿は、広告を掲載することを承認された者（以下「広告主」という。）において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

（広告主の責任）

第１０条　広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告主の届出義務）

第１１条　広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広報紙発行日の２０日前までに渋川市広報紙広告掲載申込内容変更届（様式第３号）に必要書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

（１）広告の掲載を取り下げるとき。

（２）広告の内容を変更するとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、申込者又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の決定の取消し）

第１２条　市長は、広告の掲載に支障があると認めたとき又は広告掲載料金が納付されなかったときは、当該広告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

２　市長は、前項の掲載決定を取消ししたときは、渋川市広報紙広告掲載取消決定通知書（様式第４号）により、その結果を広告主に通知するものとする。

（広告掲載料金の還付）

第１３条　既に納付された広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなった場合に限り、還付することができる。

（雑則）

第１４条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２１年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第４条１項１号は、令和６年４月１日から施行する。令和６年３月３１日までは従前の例による。

別表第１（第８条関係）

広告掲載料金表　　（単位：円）

掲載枠数	金額
1	20,000
2	40,000
3	60,000
4	80,000
5	100,000
6	110,000
7	125,500
8	140,000
9	155,500
10	170,000
11	185,500
12	200,000
13	216,500
14	233,500
15	250,000
16	266,500
17	283,500
18	300,000
19	316,500
20	333,500
21	350,000
22	366,500
23	383,500
24	400,000

掲載枠数	金額
25	416,500
26	433,500
27	450,000
28	466,500
29	483,500
30	500,000
31	516,500
32	533,500
33	550,000
34	566,500
35	583,500
36	600,000
37	616,500
38	633,500
39	650,000
40	666,500
41	683,500
42	700,000
43	716,500
44	733,500
45	750,000
46	766,500
47	783,500
48	800,000

備考　広告掲載料金の額は、回数に応じて上記の表から算出した額とする。